

第3部 景観まちづくりの推進施策

第1章 景観まちづくりの主体と役割

所沢らしい良好な景観の形成を進めていくには、市民・団体、事業者および市が役割を認識し、協働で取り組むことが大切なことから、それぞれの役割を定めます。

市民・団体の役割

景観は、市民の生活に関わりを持ちながら形成されていく市民の共有資産です。景観まちづくりの主体は市民や地域で活動する団体であり、良好な景観の形成への身近な取り組みが、原動力となります。

こうしたことから、市民・団体が協力し合い、主体的に景観まちづくりへの参加に努めるものとします。

事業者の役割

事業者は、良好な景観の形成の重要な役割を担い、培った技術や経験を活かし、景観まちづくりへの積極的な参加・協力を努めるものとします。

市の役割

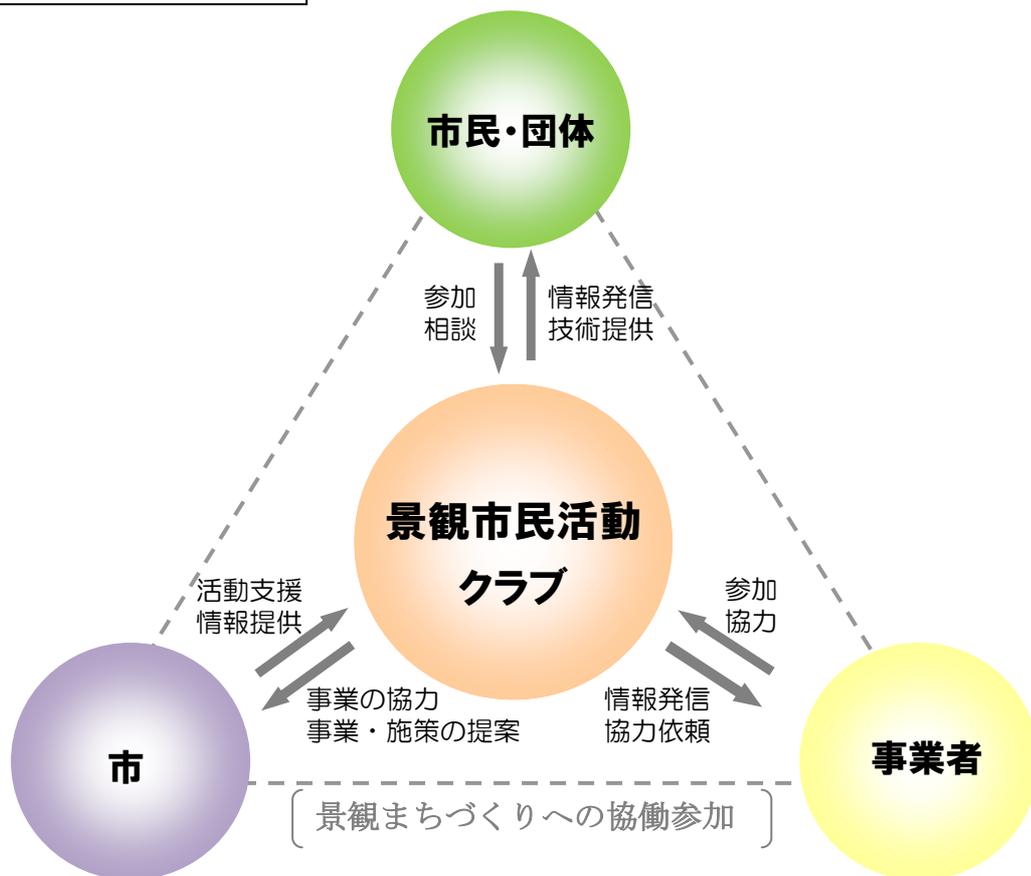
市民・団体や事業者による景観まちづくりを支える推進役として、良好な景観の形成に関する施策を計画的に実施します。

新たな施策については、市民・団体や事業者の意見を適切に反映し、計画的に策定します。

第2章 景観まちづくりの推進施策

所沢らしい良好な景観の形成のため、市民・団体、事業者および市がそれぞれの立場で主体性を持ちながら協働により行う景観まちづくりや、景観法等に規定されている制度の活用を進めます。

景観まちづくりの推進体制



1 景観市民活動クラブ

景観市民活動クラブ

景観まちづくりに関心のある、または景観まちづくりを行う市民・団体や事業者等は、景観市民活動クラブとして市に登録することができます。

景観市民活動クラブは、自主的・主体的に活動するために組織し、情報の共有化を図るとともに、互いに連携・協力することで多面的な景観まちづくりを行います。また、景観まちづくりに関する事業や施策を市に提案することができます。

景観市民活動クラブの役割

景観市民活動クラブは、互いに連携・協力しながら、自主的・主体的に景観まちづくりに取り組むとともに、市民の身近な景観まちづくりに対して支援を行います。

景観市民活動クラブの取り組み

景観市民活動クラブは、次のような景観まちづくりに取り組みます。

守る（景観資源の維持・管理等）

- 景観資源の維持・管理
- 雑木林や河川の清掃管理 等

創る（景観資源・活動の創造等）

- ガーデニング、生垣・庭木づくり
- 市民活動の企画・実施
- 庭木もう一本運動 等

育てる（景観資源・活動の育成等）

- 身近な景観まちづくりの情報提供・技術指導
- 街路樹の剪定
- とことこガーデン（オープンガーデン） 等

広める（活動の仲間づくり・継承等）

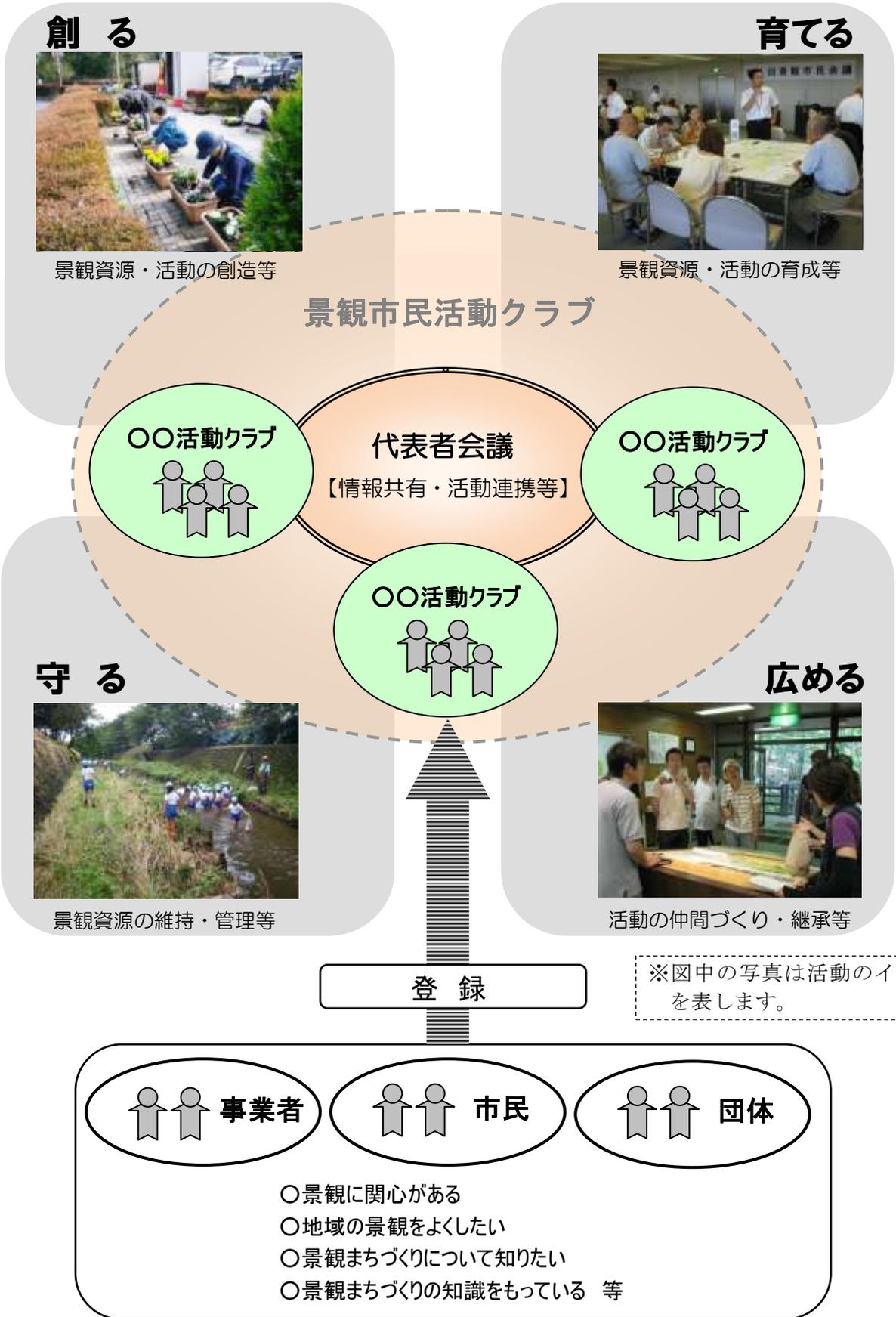
- 広報紙づくり
- 景観に関するイベントの企画・運営
- ご近所協定 等



市の支援等

市は、景観市民活動クラブが景観まちづくりを円滑に進めるため、情報の発信、場の提供や代表者会議の開催、その他の景観まちづくりに関する支援を行います。

景観市民活動クラブの取り組み



2 とことこ景観資源の指定と活用

市民一人ひとりが、良好な景観の要素となる景観資源を発掘し、保全や積極的な活用を図ることにより、地域の景観への愛着と誇りを持つとともに、だれもが共有できる所沢市の景観の資産として、景観資源を次世代へ継承します。

景観資源候補の登録制度

市長は、所沢らしい良好な景観の要素となる建築物、工作物、樹木、樹林地、街路樹、公共施設、眺望または市民活動等を景観資源候補として、登録します。

登録された景観資源候補は、所沢らしい良好な景観の形成の普及・啓発のため、広報やホームページ等で広く発信していきます。

とことこ景観資源の指定制度

市長は、登録された景観資源候補のうち、所沢らしい良好な景観の形成に資するもの、文化財または巨樹・巨木について、とことこ景観資源に指定します。（指定にあたっては、「とことこ景観建造物」、「とことこ景観樹木」等の分野別に指定されます。）

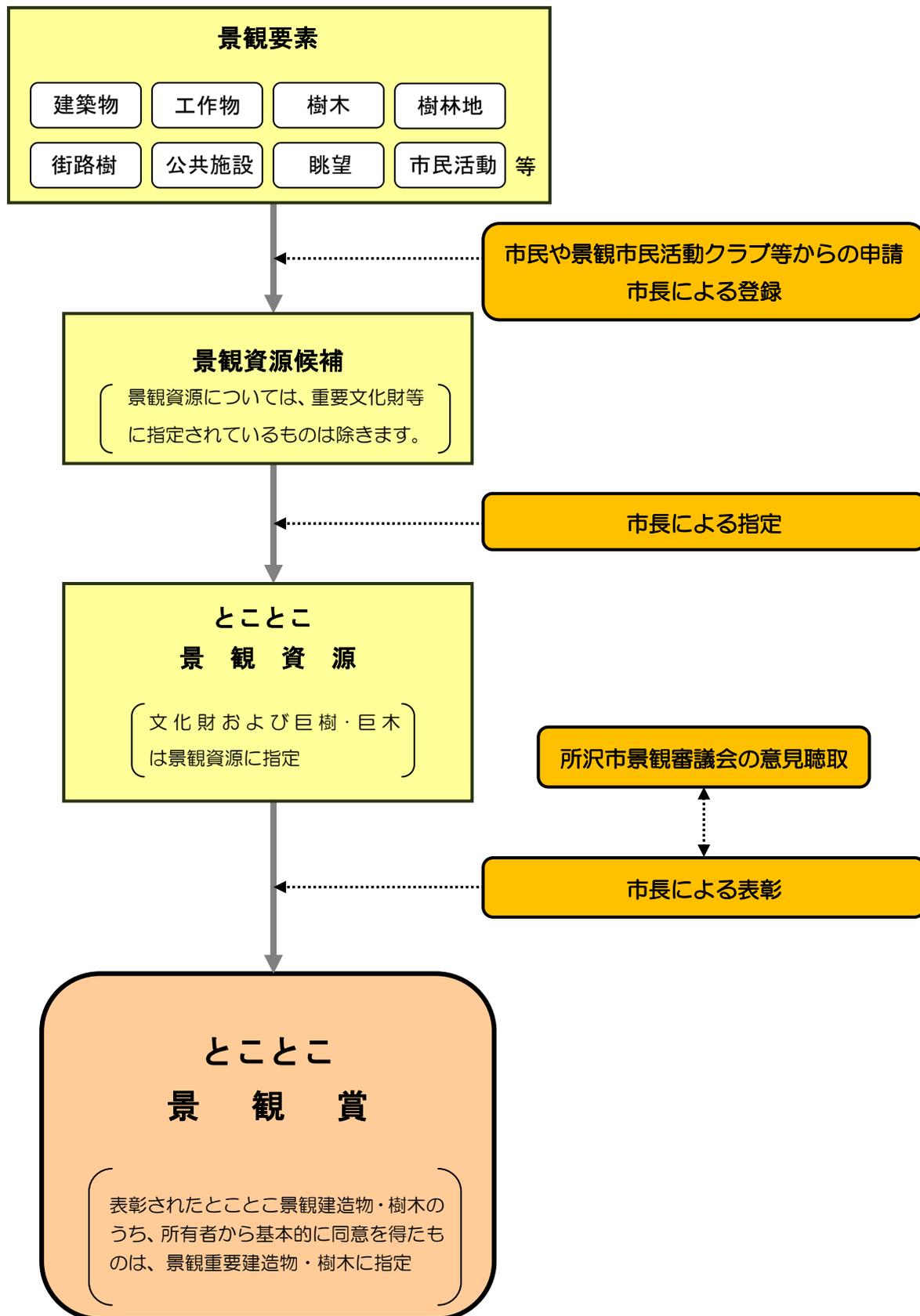
とことこ景観資源のうち、とことこ景観建造物・樹木・公共施設は、景観重要建造物・樹木・公共施設に指定する候補として位置付けて、指定の円滑化を図るとともに、とことこ景観資源を地域で守り育てる気運を高めるために活用します。

とことこ景観賞

市長は、とことこ景観資源のうち、特に所沢らしい良好な景観の形成に資するものを、とことこ景観賞として表彰します。

表彰されたとことこ景観建造物・樹木のうち、所有者から基本的に同意を得たものについて、景観重要建造物・樹木に指定することができます。

景観資源の指定と表彰までの流れ



3 景観法等に基づくまちづくり制度の活用

地域の景観特性を活かした良好な景観の形成を進めるため、次に掲げる制度を活用し、市民参加等による景観まちづくりを進めます。

(1) 景観計画の変更提案（景観法）

市民は、一人で、または数人が共同して、本計画の変更を提案することができます。また、「所沢市街づくり条例」（以下「街づくり条例」といいます。）に基づく協議会およびNPO法人も同様に提案をすることができます。

(2) 景観地区の指定（都市計画法）

市は、所沢市のまちのイメージを高め、持続的で魅力ある良好な景観の形成が特に求められる地区を都市計画法に基づく景観地区として指定し、建築物および工作物の意匠等の制限を定め、良好な景観の形成の誘導を図ることができます。

(3) 景観協定の締結（景観法）

市民は、地域の良好な景観の形成を図るにあたって、自主的な規制を行うため、一団の土地について土地所有者等の全員の合意により、景観法に基づく景観協定を締結することができます。

(4) 地区計画、建築協定、街づくり協定等の活用（都市計画法、建築基準法等）

市民は、地区計画、建築協定および街づくり条例に基づく街づくり協定等の制度を活用し、景観に関する事項を盛り込んだ計画等を策定することで、景観まちづくりを進めることができます。

(5) 街づくり推進地区の活用

市長は、街づくり条例に基づき、積極的に街づくりを進めるべき地区を街づくり推進地区として指定することができます。

その際、地区の良好な景観の形成の方針等を示し、景観まちづくりを進めます。

(6) 専門家の派遣

市民は、景観まちづくりを支援するため、街づくり条例に基づく街づくりアドバイザー派遣制度を活用することができます。

(7) 所沢市景観審議会の設置

市長は、所沢らしい良好な景観の形成を進めるにあたって、次の事項について調査審議するため、所沢市景観審議会を設置します。

- 景観計画の変更に関する事項
- 特定届出対象行為に対する変更命令に関する事項
- 景観重要建造物・樹木の指定に関する事項
- とことこ景観賞に関する事項
- その他市長が必要と認める事項

(8) 景観整備機構の指定（景観法）

市長は、所沢らしい良好な景観の形成を進めるため、景観の保全・整備能力を有する法人またはNPO法人を、次に掲げる業務等を担うものとして、景観整備機構に指定することができます。

- 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 管理協定に基づき景観重要建造物や景観重要樹木の管理を行うこと。
- 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業等を行うこと。
- 上記の事業に有効に活用できる土地の取得、管理および譲渡を行うこと。
- 良好な景観に関する調査研究を行うこと。
- その他良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

第3章 良好な景観の形成の推進に向けて

所沢らしい良好な景観の形成の推進にあたっては、市民・団体や事業者の協働による景観まちづくりが大切です。その推進に向け、必要に応じて本計画の見直しを行うとともに、良好な景観の形成の推進施策について取り組んでいきます。

1 景観計画の見直し

所沢らしい良好な景観の形成は、建築や開発等の行為および景観まちづくりを通じて実現していくものであり、また、景観像の実現には、長い年月を要します。こうしたことから、本計画の見直しにあたっては、社会経済情勢、景観形成の進捗状況や市民提案等を踏まえ、必要性が生じた場合に行います。

2 推進に向けての取り組み

所沢らしい良好な景観の形成を効果的に進めていくため、景観施策への取り組み状況や市民・団体や事業者の意向・活動状況等を踏まえ、次のような推進施策について順次取り組んでいきます。



○所沢らしい良好な景観の形成の推進施策

	市民・団体および事業者	市
短期施策	景観まちづくりの施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりの必要性の認識、意識向上 ・景観市民活動クラブへの参加 ・景観資源の発掘 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規施策の創設、運用 <ul style="list-style-type: none"> 景観市民活動クラブの創設 景観資源候補登録 とことこ景観資源指定 とことこ景観賞表彰 ・関連制度の活用 <ul style="list-style-type: none"> 街づくりアドバイザー派遣制度 巨樹・巨木認定制度 等 ・街路樹の管理
	景観まちづくりモデル事業の実施	
	<ul style="list-style-type: none"> ・庭木もう一本運動 ・とことこガーデン ・ご近所協定 等 	
中長期施策	行為の届出	
	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域内での行為の届出 ・「埼玉県屋外広告物条例」に基づく届出 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為の届出に対する勧告・変更命令 ・「埼玉県屋外広告物条例」の運用継続
	まちづくり制度の活用	
	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりにおけるまちづくり制度の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観地区、街づくり推進地区の指定 ・景観協定、街づくり協定 ・地区計画、建築協定 等
	景観重要建造物・樹木・公共施設の指定・管理等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物、景観重要樹木の管理等の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定 ・景観重要公共施設の指定 ・公共案内等の検討 ・公共事業等との調整